平成30年度

随 時 監 査 報 告 書

（第 1 回）

君 津 市 監 査 委 員

随 時 監 査 報 告 書

１　監査の実施日

平成３１年1月１５日

２　監査の場所

監査室

３　監査の対象

建設部建築課

４　監査の主眼及び方法

今回の随時監査は、屋外広告物許可申請に係る事務について、所管課から執行方法を見直し是正したとの報告を受けたことから、事務改善が図れているかどうかを主眼として、提出された監査資料を調査するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

５　監査の結果

広告板やネオンサインなどの屋外広告物を設置しようとする場合は、千葉県屋外広告物条例に基づく許可申請が必要である。この許可申請手続きは設置する場所の市町村が窓口となり、各市町村は手数料徴収条例に定めた金額を徴収している。許可の有効期間は短いもので１月以内、長いもので３年以内である。有効期間が満了したときは、必要が無ければ撤去、満了後も設置するならば更新許可を受けるよう設置者に義務付けられている。

市民から、期限が切れたまま撤去も更新申請もされない屋外広告物があるとの指摘を受けて、平成３０年１２月２０日、２１日及び平成３１年１月４日に現地調査を実施したところ、期限の切れた屋外広告物１３０件の内、１０４件が継続して表示されていたことが判明した。

設置者の所在が明らかな８３件に対しては、平成３０年１２月２５日に許可更新の手続きを促す通知を発送済みであり、残りについても調査のうえ順次発送する。今後は定期的に許可満了日を把握し、事前に通知することで適正な許可更新手続きを促すとともに、事務手続きの啓発やパトロールに努めていくとの報告を受けた。

６　監査の意見

千葉県屋外広告物条例では、許可の有効期間が満了したときは屋外広告物を設置した者に対して除却義務を課しており、また継続して設置しようとするときは更新許可を受けなければならないとしている。設置者は屋外広告物が設置不要となった場合、経年劣化によって住民に危害を及ぼす可能性を考えれば、速やかに除却すべきである。また、有効期間満了後も設置する必要があるのに申請手続きをしないのであれば、市の歳入となるべき更新申請手数料を不当に免れていることになる。

しかし、このことをもって責任は屋外広告物の設置者にあり、市は何ら積極的に関与しなくて良いということではない。設置者や許可の有効期間が申請時の台帳等で容易に把握できるにもかかわらず、これを放置することは、違法ではないが適切であるとは言えない。

近隣他市においては、有効期間の満了前に文書にて指導をしているという状況である。本市も同様に対応していくとのことだが、設置者に対して適切な指導をされるとともに、これを契機として他に同様の事例がないか、他業務についても適宜見直されるよう要望する。